

情報公開・個人情報保護審議会

第6回特定個人情報保護評価部会議事録

1 日 時：平成27年10月5日(月) 午後6時00分～8時00分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター2階 市政情報室

3 出席者：

(1) 部会委員

多賀谷一照部会長、藤谷護人副部会長、稲垣総一郎委員、

(2) オブザーバー委員

内山洋委員

(3) 事務局

金森政策法務課市政情報室長、石川同課主査、土井同課主任主事、中村同課主事

(4) 実施機関

(業務改革推進課)

小林業務改革推進課主査、豊田同課主任主事

(情報システム課)

上原情報システム課課長補佐、堀田同課主査、上田同課主任主事、渡辺同課主任主事

(区政推進課)

時田区政推進課課長、金澤同課主査

(保健福祉総務課)

大川保健福祉総務課主査、坂入同課主任主事

(健康保険課)

大木健康保険課課長補佐、安藤同課主査、松木同課主査、芦川同課主任主事、水間同課主事、梶原同課主事

(高齢福祉課)

鳩川高齢福祉課課長、齋藤同課主査、小室同課主任主事

(介護保険課)

渋谷介護保険課課長補佐、大須賀同課主査、埜同課主任主事

4 議 事：

(1) 市民意見聴取の結果について

(2) 全項目評価書の第三者点検について

ア (新)福祉システム(後期高齢者医療事務)

イ 新国民健康保険システム(国民健康保険に関する事務)

ウ 国民年金システム(国民年金に関する事務)

エ 介護保険システム(介護保険に関する事務)

(3) 全項目評価書の第三者点検について【事前点検】

ア 住民記録システム(住民基本台帳に関する事務)

(4) その他

5 議事の概要：

(1) 市民意見聴取の結果について

平成27年9月4日から10月3日の期間に、市のホームページ等で実施した市民意見聴取の結果について、報告した。

(2) 全項目評価書の第三者点検について

実施機関から全項目評価書(計4事務)の修正事項等の説明を受けて、意見交換をした。保護評価部会から審議会(全体会)への報告書については、10月26日の審

議会（全体会）へ提出することとした。

(3) 全項目評価書の第三者点検について【事前点検】

全項目評価書（計1事務）について、実施機関から説明を受けて、意見交換をした。

(4) その他

議事録の確定方法について確認した。

6 会議経過：

（金森政策法務課室長） 本日は、大変お忙しい中、また遅い時間にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。市政情報室長の金森でございます。

それでは多賀谷部会長さん、よろしく申し上げます。

（多賀谷部会長） ただいまから第6回特定個人情報保護評価部会を開催します。

部会委員、全員出席であります。また、本日、内山委員におかれましては、ご希望がありましたので、オブザーバーとして出席していただいております。

◆議事（1）市民意見聴取の結果について

（多賀谷部会長） それでは、議事（1）「市民意見聴取の結果について」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

【事務局の説明】

（金森市政情報室長） 説明に先立ちまして、資料の概略をご説明します。

本日の配付資料は、資料1から資料7まででございます。まず、資料1は、「特定個人情報保護評価スケジュールについて」です。資料2は、「市民意見聴取の結果について」です。資料3は、「全項目評価書の主な修正事項（4事務共通部分）」です。資料4は、「部会委員からの質問事項について（第5回部会）」です。資料5は、「中間サーバー及びネットワークについて」です。資料6は、6-1から6-4までございまして、本日、10月26日開催の審議会（全体会）への報告に向けてご審議いただきます、「後期高齢者医療事務」、「国民健康保険に関する事務」、「国民年金に関する事務」、「介護保険に関する事務」の計4事務に関する全項目評価書でございます。また、資料7は、次回の12月24日開催の審議会（全体会）の報告へ向けて、その内容を本日ご説明させていただきます、「住民基本台帳に関する事務」の全項目評価書でございます。

また、資料とは別に、保護評価関係資料をお手元に配布させていただいております。こちらは、評価の参考となる番号法の逐条解説等を綴ったものでございます。

また、本日は、前回の第5回部会でご要望のありました広域連合と委託先の契約書を取扱注意ということで、皆様のお手元に配付させていただいております。

それでは資料に沿いまして、説明させていただきます。

まず、資料1の「特定個人情報保護評価スケジュールについて」をご覧ください。これまでの会議でもお配りさせていただきましたが、今年度の特定個人情報保護評価のスケジュールでございます。今後の全ての日程が確定しましたので日にちを記入した最新版に更新しています。

今年度は、この資料1にありますように、評価対象の事務を3つにグループ分けをして審査を行っています。本日は、その第2番目のグループ、ここでいうと⑥の「第6回保護評価部会（第三者点検）」が本日の会議になります。

従いまして、本日は、まずは、④の「第5回評価部会」における各委員会の意見や、⑤の「市民意見聴取」などに対する対応、また、訂正した全項目評価書の内容をご説明した上で、ご審議いただきまして、⑦の「第17回情報公開・個人情報保護審議会」へ、本部会として、どのような報告をするのかということろまで進められれば、と考えております。

資料1の裏面をご覧ください。こちらは、本日、第2番目のグループ（計4事務）の審議が終わった後になります。第3番目のグループになります「住民記録システム（住民基本台帳に関する事務）」の評価の日程でございます。こちら、これまでと同様に、①の「計画管理書の作成」から⑨の「市ホームページでの評価書の公表」までの計9個の事

務手続を行います。本日の会議は、④の「第6回保護評価部会（事前点検）」となります。なお、⑤の「市民意見聴取」については、明日の10月6日から行う予定です。

資料2の「市民意見聴取の結果について」をご覧ください。2番目のグループの4つのシステムについて、9月4日から10月3日まで、全項目評価書をホームページに公表する方式で、市民意見聴取を募集しましたが、市民からの意見の提出はございませんでした。

資料2の2枚目以降につきましては、ホームページにおける実際の募集画面をハードコピーしたものを参考として添付しております。

また、市民意見聴取の期間と併せて、部会の委員の皆様から、気づいた点等があれば、9月27日までに意見をいただくことになっていたかと思いますが、そちらのほうの意見の提出もございませんでした。

説明は、以上でございます。

【意見交換等】

（多賀谷部会長） ただいまの説明について、何かご質問等ありますか。

市民の方としては、内容が専門的なので、意見が出しにくかったのかもしれない。私は、前回の会議で、気づいた点についていろいろ意見を言いましたので、会議後には、追加的意見は行いませんでしたが、みなさん、何か、ご意見ありますか。

（なし）

◆議事（2）全項目評価書の第三者点検について（計4事務）

（後期高齢者医療事務、国民健康保険に関する事務、国民年金に関する事務、介護保険に関する事務）

（多賀谷部会長） それでは、議事（2）全項目評価書の第三者点検を議題とします。事務局から、ご説明をお願いします。

【事務局の説明】

（金森市政情報室長） それでは、資料3の「全項目評価書の主な修正事項（4事務共通部分）」をご覧ください。

この4つの事務について、統一的に修正等を行った事項についてご説明します。

前回の第5回部会では、「資料について千葉市としての統一をとるように」という考えのもと、それぞれの評価書について、また、それぞれの項目についてご指摘を受けたところでありましたので、例えば、国民健康保険に関する事務の評価書について、ある項目についての指摘であれば、他の3事務の同じところの評価書の記載はどうなっているかということまで確認をすることといたしました。

この資料3は、前回の部会における指摘事項と、それに対する対応をまとめたもので、前回の部会でのご指摘を受けまして、市民意見聴取を行う前に、評価書の変更内容を示すものとして、本日お集りの部会の委員の方にはお送りしたものとほぼ同内容のものでございます。4つの事務全ての指摘及び修正事項について、この資料3と資料6-1の「全項目評価書（後期高齢者医療事務）」を見比べながら、簡潔に説明させていただきたいと思っております。

資料3の1点目の指摘事項で、「※」の標記についてです。

評価書で言いますと、3ページのIの②「事務の内容」の所に「※」印はついてございますが、「※」印につきましては、評価書の記載要領上「重要事項」を示すとされておりましたが、その「※」印がついた欄について変更になった場合は、再評価を行わなければならない、逆に、「※」印がついていない欄が変更になった場合には、再評価を必要としないということを示すものでございます。

前回の部会におきましては、資料3の「指摘事項」の「内容」欄の所ですが、「※」の表記は、全国統一の様式の一部であっても、その説明書きを書かないと分かりにくい」というものでした。「対応（修正等）」の欄をご覧くださいなのですが、「凡例：重要事項」という形で書き加えました。

2点目の指摘事項は、「業務共通システム（庁内連携システム／宛名システム）」に関するものです。

評価書の5ページのシステム3の「業務共通システム」をご覧ください。

前回の部会では、「この業務共通システムについて、4つの事務のシステムすべてで使用するのであれば、すべての事務において評価の対象とすべきである」との意見がありました。これについては、今回審議する4つのシステムについては、すべて業務共通システムを使用することでしたので、全ての評価書について記載し、記載内容についても統一してございます。

3点目の指摘事項は、構成図に関するものです。評価書の7ページの図表「（別添1）事務の内容」をご覧ください。

この構成図は、まさしく、特定個人情報やその他の情報が、行政がどのように入手し、また、管理、移送、提供等されていくのかを分かりやすく示すべき部分でございます。前回の部会では、構成図に盛り込む内容が、それぞれの評価書で記載のレベルが統一されていなかったため、必要に応じて統一するよう指摘がございました。

これについては、システムや入手元について記載方法の統一を図り、かつ、情報の流れについては、それが「特定個人情報」なのか、そうでないのかを分かるように、「特定個人情報の流れ」、「特定個人情報以外の流れ」という形で凡例を統一しました。また、住基ネットワークのように他のシステムと直接接続をしていないシステムを利用する場合は、「目視で確認」と記載し、被保険者に資格に関する情報等目視で確認という形で表現を使いまして、全てのシステムについて整理したところでございます。

4点目の指摘事項は、特定個人情報の入手元、入手方法の確認に関するものです。

評価書の12ページの「3・特定個人情報の入手・使用」の「①入手元」、「②入手方法」をご覧ください。

前回の評価書では、例えば、入手方法として「情報提供ネットワーク」に「○」がついているのに、その入手元として「他の地方公共団体自治体」に「○」がついていないものがありましたので、再度確認するようにとのご指摘がございました。

こちらについては、全て確認しまして、修正させていただきました。

5点目の指摘事項は、特定個人情報ファイルの記録項目の記載の順番に関するものです。これは、セキュリティの観点から、記録項目をランダムに並べて記載するようにとの指摘がございましたので、資料にあるように対応させていただきました。

6点目の指摘事項は、個人番号・本人確認方法に関するものです。これは、確認方法を統一するようにとの指摘がございましたので、資料にあるように対応させていただきました。

評価書の19ページと20ページをご覧ください。

「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の所ですが、番号法が本人や番号の確認を厳格に取り扱うことを法定化しているのだから、それに対する対応も千葉市として統一して記載すべきではないかということございまして、「リスク1」の「対象者以外の情報の入手を防止するための処置の内容」欄、「庁内、市民からの入手」の所などについてのご指摘がございました。

こちらについては、その確認の手段媒体として、「個人番号カード、通知カード、運転免許証、旅券」といった基本的なものは、全て確認する方法として記載することといたしました。これは個人番号と本人の確認について使うものとして記載したものでございます。

7番目の指摘事項は、紙媒体に対する措置、電子データに対する措置に関するものでございます。

評価書の21ページのリスク4の「入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」欄をご覧ください。こちらは、情報を保管し続けることは、それだけ漏えいのリスクを高めるものなので、なるべく早目に廃棄したほうがよいのではないかと。また、分かりづらい表現は訂正した上で、4つの事務について、統一した記載をすべきではないかという指摘がございました。

こちらは、「リスクに対する措置の内容」欄の「庁内、市民からの入手」の所ですが、

「紙媒体に対する措置」、「電子データに対する措置」、「業務共通システムに対する措置」について、すべての事務の評価書について統一して記載しました。

8点目と9点目の指摘事項は、外部ネットワークとの分離に関するものです。

評価書の21ページの「その他の措置の内容」欄をご覧ください。年金機構の事件などを見ても、外部ネットワークとの分離は非常に重要なことなので、評価書に統一して記載すべきというご指摘でございました。

こちらについては、今回の全ての事務について、外部ネットワークとの分離の状況が確認できましたので、「インターネットを扱う端末と業務システムを扱う端末を分けており、業務システムで使用する端末については外部と接続しない」と記載いたしました。

10点目から13点目の指摘事項は、アクセスログの確認に関するものです。評価書の、23ページ、25ページ、26ページになりますので、ここでは、評価書の23ページの「特定個人情報の使用の記録」欄をご覧ください。

これは、アクセスログを記録しているだけでは不十分なので、定期的な確認まで行うべきであるというご指摘でございました。

こちらにつきましては、ログの保管にとどまらず、定期的な確認を行う旨を全ての評価書に記載したところでございます。各業務のシステムについては、「情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に所属課あてに通知し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。」と記載し、また、業務共通システムについては、「システムのアクセスログ管理機能により職員の認証ログの管理を行うことにより、いつだれがシステムにアクセスしたかをログに記録する。記録したログについては、一定の期間保管し、定期的に確認を行う。」という記載を統一的行ったところでございます。

14番目の指摘事項は、委託先・再委託先への罰則規定に関するものです。評価書の25ページの「情報保護管理体制の確認」欄をご覧ください。

昨年度、部会において、再委託先への罰則規定についてのご意見があり、特定個人情報でない情報についても条例改正を行い、委託先の監視を強化する姿勢を打ち出したのだから、そのようなことを評価書に記載すべきである、というようなご指摘でございました。

こちらについては、全ての評価書に記載させていただいているところでございます。

最後の15番目の指摘事項は、個人情報の消去のルールに関するものです。評価書の25ページの「特定個人情報の消去ルール」欄をご覧ください。

こちらは、消去というセキュリティ面からいけば非常に大事なルールについては、千葉市として統一して行うべきではないかというご指摘でございました。

こちらについては、「委託が終了した場合、個人情報を委託元に返還、破棄、もしくは消去しなければならない。委託元の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を報告する旨を規定し、必要に応じて、職員がその内容を確認する。」ということを一元的に記載しました。

資料3の「全項目評価書の主な修正事項（4事務共通部分）」の説明は以上でございます。

引き続きまして、後期高齢者医療事務に関する評価につきましては、前回の会議で、特に広域連合に関する事項について質問があったかと思いますが、この後、健康保険課から説明します。

また、昨年度来、全ての業務に共通する課題となっておりました、中間サーバの使用に関する監視の仕組み、また、前回の部会で話題となりました千葉市における「仮想LAN」の構成等につきましては、健康保険課の説明に引き続きまして、情報システム課からご説明します。

【実施機関の説明】

（大木健康保険課課長補佐） 健康保険課課長補佐大木と申します。

それでは、資料4の「部会委員からの質問事項について（第5回部会）」をご覧ください。前回の部会における質問内容とその回答をまとめたものでございます。

まず、質問1でございます。再委託の必要性についてということで、「現在、再委託をしている再委託先について、その必要性について確認すること。また、今後、新たに再委託をする場合は、その確認を慎重に行うこと。」というご質問でございます。趣旨といたしましては、原則として再委託は禁止であることを考えれば、再委託をすれば安くできるからというだけでは、再委託を認めてはいけません。そのようなことがないかということでご指摘をいただいたものでございます。

回答でございます。委託先の契約は5年契約で、前回は平成24年度に契約を行っております。契約の方法については、公募型プロポーザル方式で、委託先と再委託先も含めた履行体制や業務内容・価格を含んだ提案書を審査して決定されたものでございます。したがって、事前に、仕様に適合した再委託先の選定が行われ、再委託先の技術を要することにより効率的に業務全体が行える委託契約であり、再委託は妥当である、と考えております。実質的には、プロポーザル型ということで、再委託先も含めたジョイントベンチャーのような形で提案を受けまして、総合評価した上で、認めたという経緯になっております。

こちらにつきまして、取扱注意ということで、別添資料で広域連合の契約書をお配りしております。業務委託契約書、広域連合電算処理システム運用業務委託となりますが、こちらの内容をご説明したいと思っておりますが、関連がございますので、質問3を先に説明させていただきます。

質問3でございます。サーバーの設置場所ということで、「広域連合のサーバーは、広域連合の施設の中にあるのか、あるいは、データセンターにあるのか。データセンターにある場合、データセンターとの契約関係はどうなっているのか。」というご質問でございます。

回答でございます。広域連合のサーバーにつきましては、経費節減のため国保連合会が契約する県内の外部施設（データセンター）と同じ場所で共同運用をしております。データセンターの運用・管理業務委託は、「広域連合電算処理システム運用業務委託」の再委託先として契約しております。

その他に、「サーバーの共有部分の使用料については国保連合会と賃貸借契約を行っている。」ということで、共同運用の内容自体がハードとソフトの部分に分かれておりまして、ハードの部分については、国保連合会経由で賃借料を支払うという形であり、ただし、運用保守については、国保連合会、広域連合、それぞれが自分の部分をそれぞれ行うという契約になっておりまして、広域連合の部分の業務保守委託については、こちらの契約書の中にグループとして含んでいる形での運用になっているという内容でございます。

具体的にこういった形になっているかにつきましては、業務委託契約書の中に「履行体制図」がございますので、こちらでご説明したいと思います。

契約の体制がどうなっているのか、これがプロポーザルの提案を受けた体制ということになります。甲が発注者である広域連合、乙が受注者になります。再委託先としてA社、再々委託先としてA1社、A2社が入っておりますがグループ会社でございます。A社が総括的な代表的な企業になりますが、グループの中で機能分化しておりまして、ハードの部分の保守をA1社が、運用保守の部分A2社が行っております。

履行体制図の中に、再々々委託先として、C社とD社があります。C社が広域連合で運用しておりますデータセンターとなりますが、乙社のグループの中に入ったという形でございます。

また、D社は、実際、広域連合の中にサービスのよう形でSEが常駐しております。このSEの派遣もとになっている会社ですが、実際このD社もこれまで広域連合の仕事を行ってきているということで、乙社のグループ側に入ったとのことです。

その他、再委託先としてB1社とB2社がありますが、後期高齢者医療制度が平成20年度に作られまして、制度発足のための国が標準的なシステムを作りましたが、そのとき、後期高齢者医療のシステムを作った会社が、B1社とB2社でございます。その作成の過程で担っていた会社が2社ありますので、こちらの力も借りざるを得ないということで、乙のグループの中に入っているというような形です。このようなグループの共同で業務を処理していきますという体制のもとで提案を受けて、審査をしたというような形ござい

ます。

ただ、手続としては、実質的にはジョイントベンチャーのような形になりますが、委託、再委託の仕組みで行っており、契約締結後の手続については、再委託の申請を広域連合に提出し、それを承諾するといった形で行われておりますが、実態としては、こういった役割分担で提案を受けて、契約もそれに沿った手続を受けた上で、業務を執行しているという体制でございます。

(藤谷委員) この当たりがポイントだと思うのですが、再委託承認申請書、再委託承諾を見ましたが、提案の際からジョイントベンチャー的ということであれば、実態としては、再委託の必要性について理解できないこともないのですが、履行体制図を見ますと、そもそも再委託先については、乙社と契約をしたA社、B1社、B2社の3つの会社であって、A1社、A2社は、再委託先ではなく、再々委託先ではないですか。

(大木健康保険課課長補佐) はい。そうです。

(藤谷委員) さらに、C社とD社は、再々々委託先ですよ。

(大木健康保険課課長補佐) はい。そうです。

(藤谷委員) 書類を見ますと、すべて再委託承諾書という同じ形式で作られていますが、あくまで、これは、再委託の承諾書で、再々委託承諾書でもないし、再々々委託承諾書でもありませんよね。実態がジョイントベンチャー的というのであれば、それぞれの業者と再委託契約として行えばよいのであって、再々委託契約とか再々々委託契約となっているのであれば、実態と書類が合致していないですね。

このようなことでは、ガバナンス上の問題があるおそれがありますね。要するに、広域連合と受注者である乙社との契約と、それから、乙社と再委託先の3つの会社との契約、再委託先と再々委託先との契約、再々委託先と再々々委託との契約、これらの契約関係が適正な形で結ばれていますか。広域連合の方では、これらの契約書をきちんと確認していますか。

そもそもの話として、再委託の規定は契約書の中にありますが、再々委託、再々々委託が認められるかどうかの規定がないですね。これは、二通りの考え方がありますが、一つは、再委託は例外として認めているのだから、再々委託とか再々々委託は、例外の例外のさらに例外になるので、当然、認められないという考え方です。もう一つの考え方としては、再々委託とか再々々委託を制限する規定がないのであるから、逆に規定がない以上は、拡張解釈すると、再々委託や、再々々委託を行っても構わないという解釈もできないわけではありません。

しかし、解釈の考え方をセキュリティに重点を置いて考えるのであれば、後者の考え方は、いかがなものかと思えます。少なくとも、このような形では、受注者である乙社に対する広域連合のガバナンスは不十分と言わざるを得ませんね。この点については、千葉市から広域連合に対して指摘して、改めてもらう必要があると思えますよ。

実態がジョイントベンチャー的というのであれば、実態に合わせて契約関係を改めるか、あるいは、少なくとも今は契約関係が結ばれているのであれば、千葉市自身が、再々委託の契約書、再々々委託の契約書をきちんと入手をして、要するに、広域連合が受注者である乙に対して要求している内容が、再委託先、再々委託先、再々々委託先に対しても遵守させているかどうかを確認しなければいけない。

先ほどの話に戻りますが、再々委託と再々々委託についての承諾書について、再委託ではないので、再委託承諾書を使用していることについては形式的には合致していないことを、広域連合に指摘すべきであると思えます。

受注者に対して、ガバナンスをきちんと行うこと自体が、セキュリティに関して一番大切であり、基本であります。この間、日本年金機構における漏えい事件についても、社会保険庁の例のデータ管理のずさんさから、国が慌てて社会保険庁を解体して、日本年金機構を作ったわけですが、要するに日本年金機構におけるガバナンスがきかない状況になっていたわけですよ。現場の状況が上の方にはエスカレーションされていないであるとか、上の方は、セキュリティについての知識や考え方が欠けていたというか、ガバナンスが不十分であることは、セキュリティにとっては危険ということになりますので、この点につ

いては改めてもらう必要があると思います。

(大木健康保険課課長補佐) 契約関係について、広域連合から取り寄せた資料での確認をこのような状況でございました。

それでは、続きまして、質問2でございます。

(藤谷委員) 先ほどの話ですが、私の意見に対して、実施機関としては、受け止めていただいたという理解でよろしいのですか、それとも、一つの考え方としてご意見をいただきましたということなのか、どちらですか。事務局も含めて、その点を整理していただけますか。

(多賀谷部会長) 事務局の方としては、どのように進めたいと考えていますか。実施機関の説明を一旦中断して、この点に絞って議論するのか、あるいは、資料4の説明は、まだ途中ですから、質問2、質問4、質問5まですべて説明した後に、今の議論も含めて意見交換するという形にしますか。

(金森市政情報室長) 資料4については、すべて説明した後に、審議していただきたいと思います。

(多賀谷部会長) それでは、説明の続きをお願いします。

(大木健康保険課課長補佐) それでは、質問2、委託先、再委託先の社員の作業場所についてでございます。「委託先、再委託先の社員が作業を行う場合、広域連合の施設内や、広域連合が契約しているデータセンターに来て作業を行うのか、あるいは、社内にデータを持ち帰って作業をするのか確認をすること」、ご質問の背景といたしましては、外部へデータを持ち出すということになると、リスクは大きくなる可能性があるということでしたらご質問でございます。

回答でございます。個人情報を取り扱う業務を行う場所はデータセンター内、及び広域連合内のみで制限しており、それ以外の外部で個人情報を取り扱う業務は行いません。委託先・再委託先の会社内で行う業務はプログラム構築など、個人情報を取り扱わない業務に限定しております。

質問4でございます。セキュリティ監査を行う職員についてでございます。

「委託先、再委託先に対して広域連合の職員によるセキュリティ監査を年に1回行っているとのことであれば、その職員はセキュリティについて十分な知識をもっているのか、また、どんな監査をしているのか」というご質問でございます。

回答でございます。セキュリティ監査では、2種類ございまして、一つは年に1回、データセンター委託先に対して広域連合の管理職及び電算担当職員が情報セキュリティポリシー等により契約書の確認等を行う事務監査でございます。こちらの監査については、広域連合の電算担当職員は、外部研修に参加しておりまして、それをもとに年1回以上、全職員に対して内部研修も行っております。セキュリティに対する十分な知識というご指摘でしたが、組織全体として、知識、スキルの向上にはできる範囲で努めていると、その中で広域連合の職員による監査もこのような形で行っているというような内容でございます。

この監査以外に、2～3年に一度、広域連合の委託による情報監査業者によりまして、広域連合、委託先、データセンターに対する外部監査を行っております。直近ですと、平成27年2月に実施しておりまして、重大な指摘は受けておりません。

質問5でございます。外部ネットワークと分離についてでございます。「インターネットなどの外部ネットワークと分離し、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する必要があるが、広域連合のシステムは対応できているのか」というご質問でございます。

回答でございます。標準システムについては、外部ネットワークとは物理的に分離しております。また、広域連合におきまして、ファイアーウォールも設置しております。

説明は、以上でございます。

【意見交換等】

(多賀谷部会長) ありがとうございます。何か、ご意見等がありますか。

(藤谷委員) まず、質問2についてですが、これは広域連合内のみで制限していて、それ以外の外部で個人情報を取り扱う業務を行わない、と回答されていますが、そこからさ

らに、委託先、再委託先での業務は、プログラム構築など、個人情報を取り扱わない業務に限定している、と回答されましたが、これのエビデンス（証拠）は何ですか。例えば、契約書の中にそのような規定があるのですか。

それから質問4、セキュリティ監査を行う職員についてですが、一つは、広域連合の管理職、電算担当職員が契約書等の確認を行う事務的監査がありまして、もう一つは、外部の監査業者が行っているということで、体制的には良いかと思えます。しかし、私が先ほど指摘した委託先との関係、例えば契約関係のチェックについては、職員が行う場合であっても、監査業者が行う場合であっても、イロハのイになると思えます。今までの広域連合における、職員が行う監査も、外部の監査業者による監査も、その観点が欠けていると思えます。

私、先ほどの説明では、平成27年2月に外部の監査業者による監査を受けて、重大な指摘は受けていないとのことでしたが、重大な指摘事項を見落としと言わざるを得ないと思えます。ただ、先ほど回答のあった「情報監査業者」というのは、システム監査業者であるかは分かりませんが、一般的にシステム監査を行う場合でも、単なるハード・ソフトの技術屋さんによる監査が多いとすると、それが、いわゆるガバナンス面での監査も含めた監査っていうのは、どうしても欠落しがちな傾向にあります。

したがって、今まで選定していた情報監査業者が必ずしも悪いとは言いません。むしろ、それは、技術的な面についての監査がきちんと行われているかもしれない。ただし、この業務については、再委託先だけではなく、再々委託、再々々委託まで現実に行っているのだから、要するに、契約先が遠く離ればなるほど、セキュリティに対するコントロールが及びにくくなるのは、これはもうイロハのイですから、そのことが監査の中で見落とされているというのは、やはり、これまでの監査のあり方に大きな問題があったのではないかと指摘せざるを得ないと思えます。このことも含めて、千葉市から広域連合へは見直しを申し入れるべきだろうと思えます。

それから、質問5の外部ネットワークとの分離に関しては、「標準システムについて、外部ネットワークとは物理的に分離している」と回答されています。しかし、一方、先ほどのご説明の資料3の「全項目評価書の主な修正事項（4事務共通部分）」において、8番目の外部ネットワークに関する部分で、千葉市のシステム（全項目評価書を修正部分）とも関係しますが、その記載では「インターネットを扱う端末と業務システムで使用する端末については外部と接続していない」と記載されています。

この2つ（広域連合のシステム、千葉市のシステム）の記載については文言が微妙に異なるのですが、まず、その微妙に違う所を確認するために、千葉市のシステム（全項目評価書を修正部分）について確認させてください。

インターネットを扱う端末と業務システムを扱う端末を分けているのは、それは良いことです。次の「業務システムに使用する端末については、外部と接続していない」については、その市内LANがあると思うんですけど、同じその一つのLANのネットワークにインターネットを扱う端末がそのLANにつながっていて、同じLANに業務システムを扱う端末がつながっているという状況ではないと理解してよいですか。

（金森市政情報室長） はい。そのとおりでございます。

（藤谷委員） 千葉市のシステムについては分かりました。しかし、それに対して、広域連合のシステムでも同じことを確認する必要があると思えますが、広域連合の回答では、「外部ネットワークとは物理的に分離している」と記載されていますが、千葉市のシステムと広域連合のシステムとでは、同じ形であると理解してよろしいのですか。

「物理的に分離している」ということは、要するに、同じLANには繋がっていないと読めるのですが、一応、確認させていただけますか。

（梶原健康保険課主事） その点については、再度、確認したいと思えます。

（藤谷委員） その点は、広域連合に確認してください。この点は、重要です。先ほどファイアーウォールも設置しているとおっしゃっていましたが、先ほど事例としてあげた日本年金機構の場合は、ファイアーウォールを設置していたにも関わらず、ファイアーウォールを通過して、すり抜けられたのですよ。そのようなウイルスが存在するのです。

このことを考えると、その次の段階で、どのように防ぐかという、同じLANの中にアプリケーションの端末と、それからインターネットの端末が接続されていないことが重要であります。

(多賀谷部会長) そのようなことを千葉市のシステムで行っているのですか。

(藤谷委員) 先ほどの説明では、千葉市では行っているとのことでしたので、評価したいと思いますが。

(多賀谷部会長) 一般的には難しいのではないのでしょうか。費用が相当かかると思うのですが。私は、同じLANを使っていて、その中で、何らかの形で分離する仕組みではないと思いますが。ネット用に別にLANを設けているのですか、それとも光ファイバーを別々に設置し、利用しているのですか。

(金森市政情報室長) この件については、健康保健課の説明の後に、資料5の「中間サーバー及びネットワークについて」に沿って、情報システム課からご説明したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(多賀谷部会長) はい。分かりました。

(多賀谷部会長) 履行体制図について確認したいのですが、A1社がハードの部分の委託、A2社が運用保守の部分の委託、C社がデータセンターで、D社がSEの派遣元ということですか。

(大木健康保険課課長補佐) はい。そうです。

(多賀谷部会長) すべて、受注者(乙社)の子会社ですか。

(大木健康保険課課長補佐) 子会社ではありません。

(多賀谷部会長) 受注者(乙社)からスピンアウトした会社ですか。

(大木健康保険課課長補佐) スピンアウトした会社かどうかは分かりません。

(多賀谷部会長) 要するに、受注者(乙社)とは組織的な関係には必ずしもないということですか。

(大木健康保険課課長補佐) 少なくとも、C社、D社はそのような関係にありません。

(多賀谷部会長) それぞれの再委託承諾書からすると、A1社もA2社もC社もD社も、A社、B1社、B2社と同じように再委託社として契約が結ばれているのですか。

(稲垣委員) 受注者である乙社が再委託をするということですよ。

(藤谷委員) 再委託契約書、再々委託契約書、再々々委託契約書が添付されていないので、関係性がよく分からないのですが、履行体制図から読み取ると、A社、B1社、B2社の3つの会社が「丙」となっていますので再委託です。また、A1社、A2社の2つの会社が「丁」となっていますので、再々委託先です。また、C社、D社の2つの会社は、「戊」となっていますので、再々々委託先ですね。

履行体制図を見る限り、あくまで推測になりますが、再々委託先A2社は実は単にエスワイヤーであって、実際は、ほとんど自分では業務を行わず、実態として、再々々委託先のC社、D社が行っているのではないか、という感じがいたします。

(稲垣委員) C社、D社が職員を派遣しているのですか。

(藤谷委員) もし、そうだとしたらですが、発注者である広域連合にとっても、受注者である乙社にとっても、A2社の再委託理由は不足しているのかもしれないですね。ジョイントベンチャー的と言っていますが、もしかしたら、A2社は言わば名前だけかもしれないですね。要するに、再委託のプロセスに、又は、再々委託のプロセスに通過させること自体が、A2社が自分の所でほとんど業務を行っていないとしたらですが、行っていない会社にセキュリティを何とかしようという意識は、なかなか生まれてこないのではないかと思います。発注者である「甲」から受注者である「乙」へ、「乙」から再委託先である「丙」へ、「丙」から再々委託先である「丁」へ、「丁」から再々々委託先である「戊」へ、例えば、「再委託先(丙)」と「再々々委託先(戊)」との間に、「再々々委託先(丁)」が挟まっていて、「再々々委託先(戊)」の契約先が「再々々委託先(丁)」だとすると、「再委託先(丙)」による「再々々委託先(戊)」へのコントロールなんて実際に働きにくくなると思います。

ベネッセの漏えい事件についても、そのようなプロセスで起こったのだと思います。間

に名前だけの業者が入ったがために、最終的なところまで発注者であるベネッセによるコントロールが効かなかったのだと思います。これと同じ構造だと思います。

(稲垣委員) A1社がハードの部分の委託、A2社が運用保守の部分の委託ですよ。

(藤谷委員) ソフト的なことについて、A2社は行っていることになってますが、もしかしたら、実際は、C社とD社が行っていることを取りまとめているだけかもしれませんよ。

(多賀谷部会長) 「再々々委託先(戊)」であるC社やD社が問題を起こしたときに、再委託先であるA社が法的な責任がとれるかはよく分かりませんね。

(藤谷委員) そうですね。

(稲垣委員) 実際、起こすリスクは、「再々々委託先(戊)」からの派遣元であるD社の方が多いわけですね。一般的に言いますが、実は、このような所で問題が起きることが多いですよ。

(多賀谷部会長) そうですね。この場合、受注者である乙社との距離が遠いのではないですか、という話ですね。

(藤谷委員) これまでの議論は、千葉市の職員の方々を責めているわけではありません。千葉市が所属している広域連合のガバナンスに問題があるおそれがあるのではないですか、ということです。そのようなおそれがあるのであれば、この部会としてご認識するのであれば、部会として指摘させていただいて、千葉市から広域連合に対して要望を行うということではないでしょうか。この保護評価部会から審議会(全体会)へあげて、審議会(全体会)から千葉市長へあげて、市長から広域連合に対して改善の要望を行うという流れではいかがでしょうか。

(多賀谷部会長) このような趣旨の流れでよろしいでしょうか。

(金森市政情報室長) 広域連合に対する厳しいご意見などもいただいたかと思います。具体的に言えば、ガバナンスが不十分であるとか、委託先の監査も不十分であるといった広域連合に改善の申し入れが必要な事項と、その他エビデンス(証拠)が主な内容となるかといった更なる確認が必要な事項に分類されると思います。

特に、広域連合に申し入れるべき事項につきましては、この後に、部会から審議会(全体会)へ報告書の検討を行います。その中で整理する形で考えてきたいと考えております。

(多賀谷部会長) 他に、ご意見はありますか。

(藤谷委員) 話は変わりますが、千葉市と広域連合との間は、これは委託契約なのか。千葉市民の情報を広域連合が扱って情報処理することについて、どのような法的関係があると考えて良いのですか。

(大木健康保険課課長補佐) 市町村と広域連合とで役割をそれぞれ分担して、後期高齢者医療制度医療保険の仕組みで、その中で果たすべき役割をここは広域連合が担っています。

(藤谷委員) 要するに、新たに、広域連合を作ったわけですよ。

(多賀谷部会長) 広域連合は特別地方公共団体です。そして法律によって、強制的にそこで業務を行うことが決められていますので、千葉市との契約ではありません。

(金森市政情報室長) 法律の中でそういう役割を与えているということになります。

(藤谷委員) 民法上の委託には該当しないと思いますが、一種の委託には該当すると思います。委託先、再委託先への罰則規定についてですが、千葉市個人情報保護条例の罰則規定は広域連合に及ぶのですか。

(多賀谷部会長) 及ばないと思います。

(金森市政情報室長) 直接に及ぶものとは考えておりません。

(藤谷委員) それでは、広域連合は独自に罰則規定を持っているのですか。

(多賀谷部会長) 広域連合は独自に個人情報保護条例を持っています。

(藤谷委員) おそらく、広域連合の条例では、罰則規定は委託先までであって、再委託先まで及んでいないと思います。

(多賀谷部会長) もしかしたら、再委託も、再々再委託も全部委託とみなすというよう

な、規定になっているのかもしれませんがね。

(藤谷委員) 刑罰規定ですから、明確に規定しなければ、再委託先への罰則は及ばないと思います。

(金森市政情報室長) 「委託」ということだけを規定している場合に、再委託や再々委託まで、再委託とみなすという運用をしている市もあるようですが、実際に刑罰に及ぼそうとすれば、藤谷委員が言ったように再委託まで本当に及ぼせるかというのは、かなり疑問があると考えております。

(藤谷委員) 広域連合の個人情報保護条例の中に、委託先に対する罰則規定があるのか。その罰則規定の射程距離は、再委託先、再々委託先、再々々委託先にまで及ぶのかどうか。もし、罰則規定が及ばないのであれば、もともとその契約自体についてのガバナンスに問題がある上に、まさに刑罰による抑止力自体が全く及ばない状態があるわけだから、それも早急に改めてもらうという趣旨で提案していただく必要があります。

(金森市政情報室長) 先ほど、エビデンス(証拠)を示してくださいという話があるのかと思いますけど、それとあわせて、広域連合の条例をまた調べて、状況によっては、別紙2につけ加えることも検討したいと思います。

(稲垣委員) 広域連合は、自分で条例を作ることはできるのですか。

(金森市政情報室長) はい。できます。

(多賀谷部会長) 広域連合は特別地方公共の団体になります。

(金森市政情報室長) 地方公共団体の一つとして、一つの法人格があることになりますので、条例制定権や議会もあることになります。

(多賀谷部会長) 個人情報保護条例があると思います。基本的に地方公共団体とほとんど同じ条例を作っているかと思います。

(金森市政情報室長) おそらく、千葉県の条例と同様の条例となっているかと思いますが、確認したいと思います。

(多賀谷部会長) 委託、再委託に関する規定はどうなっていますか。

(金森市政情報室長) 千葉県の条例について、再委託先への罰則規定があるかどうかは申し訳ありませんが、この場では分かりません。しかし、今回の場合、特定個人情報の委託に係ることですので、少なくとも、その再委託、再々委託、再々々委託については、番号法の罰則規定の適用を受けることになります。

(藤谷委員) この広域連合と千葉市との関係ですが、これは法定委託の関係であると思うのですが、千葉市の個人情報条例の委託先に対する罰則については、法定委託先は除くという解釈ですか。

私の理解では、いわゆる民事的な委託契約であろうが、法定的の委託であろうが、おそらく、個人情報条例上の罰則の適用先には特に区別はないと思うのですが、どのような解釈になりますか。

(多賀谷部会長) 国の行政機関個人情報保護法では、あくまで保有個人情報に限られます。それを考えますと、千葉市の場合でも、千葉市から離れて広域連合に移った場合にはそれは保有個人情報ではありませんから、条例上の罰則の適用はないと思います。

(藤谷委員) 千葉市の保有している個人データではないですか。

(多賀谷部会長) 保有管理はしていません。

(藤谷委員) そもそも千葉市は保有管理していないのですか。

(多賀谷部会長) 広域連合に移した場合には、保有管理していないと思います。

(金森市政情報室長) 千葉市と広域連合の間の管理においては、保有ということにはならないと考えています。

(藤谷委員) システム的に保有していないと保有しているとは言わないですか。

(多賀谷部会長) そうですね。

(藤谷委員) データベースと言えばそうかもしれませんが、そうはいつでも、データベースにはシステム的なデータベースだけではなく、マニュアル的なデータベースも含まれると私は思っていますが、その点は確認していただけないでしょうか。

(多賀谷部会長) おそらく、罰則の適用はないと思いますよ。仕組みとしては、無理だ

と思います。

(藤谷委員) 委託の解釈で、形式的に条例上の罰則の適用対象である委託先である再委託先等に、委託先にその広域連合が含まれるのか含まれないのか。

(多賀谷部会長) 例えば、千葉市のデータが国に提供された場合に、国の職員を千葉市の条例において罰則の対象にするかどうか、という考えと同じです。

(藤谷委員) 情報を提供することと委託関係にあるかどうかは、別の問題だと思います。

(多賀谷部会長) 法律で決まっていますので、そもそも委託関係にはなりません。

(藤谷委員) 例えばマイナンバーであれば、委託しているわけではないということははっきりしていると思います。しかし、後期高齢者医療に関する事務を一部事務組合である広域連合を作って、そこに委託しているのだらうと私は理解しています。そこは、マイナンバー法で定めたものとは、別の法定関係になると私は考えますが。

(多賀谷部会長) そもそも、法律でもって決まっています。

(金森市政情報室長) 後日、報告させていただきますが、後期高齢者医療事務につきましても、法律の中で事務分担が決まっているという理解です。

(藤谷委員) したがって、委託ではないということですか。

(金森市政情報室長) 委託というような性質のものではないと考えます。

(多賀谷部会長) 基本的に独自の地方公共団体ですから、そこに条例があって、その条例に拘束されるのであって、千葉市とはその部分では遮断されるのだと思います。

(藤谷委員) 確かに、そのように考えられますね。

(多賀谷部会長) 遮断されるわけですから、民法は適用されません。

(藤谷委員) それは遮断されるとすると、千葉市長が千葉市民に対してその部分に対してはもうコントロールも権限も責任もないということですか。

(多賀谷部会長) そうではないと思います。広域連合自体のメンバーとして千葉市が入っています。

他に、ご意見はありますか。

(藤谷委員) 部会長、よろしいでしょうか。先ほどの広域連合の契約書に「取扱注意」と書いてあって、回収すると書いてありますが、この理由をお聞きしたいのですが。審議会の委員には個人情報保護条例上の守秘義務がありますが、この資料を持って帰っては問題ですか。その理由がよく分かりません。

というのは、議論が終了したのであれば、それは理解できますが、継続審議になっているのですから、この資料は次回の会議でも使うと思いますので、他の資料とともに、検討資料として持ち帰りたいと思っているのですが。

(梶原健康保険課主事) 広域連合から資料を提供していただく条件として、回収することが条件となっています。

(金森市政情報室長) 当然、継続審議でございますので、次回の会議でもお示しする予定ですし、審議外で庁舎外へ持ち出したりはしないという意味と考えています。

(藤谷委員) 最終的に議論が終わったのちに、回収するという趣旨でよいのですよね。

(梶原健康保険課主事) その会議ごとに回収する約束で提供を受けています。

(藤谷委員) 部分的に黒塗りがされているものですから、そもそも、回収しなければならない、根拠はあるのですか。何かこの委託契約書について外部に公にすることは記載されているのですか。

もし、契約締結途上のものであったりすれば、情報公開の趣旨に照らして公にすることはできない可能性もあると思いますが、広域連合にも情報公開条例を持っているでしょうから、もし情報公開請求されたら、これは締結後の契約書ですから、委託業者の従業員の氏名など個人情報を除けば、開示しなければならないと思いますが、そのような情報について、何でこのような厳しい条件をつけなければ提供してもらえないのですか。

千葉市と広域連合の間で、そのようなルールのもとで提供を受けたのであれば、本日、資料をお返しすることはやぶさかではないですが、合理的な説明がない限りは、納得いくようなものではありません。

千葉市は、個人情報保護条例に基づいて、法的に動いているわけであって、それぞれ守

秘義務を持っている方が、こうやって議論しているのに、何でその広域連合が、いかなる法的根拠に基づいて言っているのか。それとも、広域連合の情報公開条例に基づいて、千葉市の情報公開・個人情報審議会が開示請求の制度を使ってください、と要求しているのですか。

(金森市政情報室長) 広域連合とは、審議外で庁舎外へ持ち出したりはしないという趣旨で、そのような約束のもとで提供していただいたと考えておりますので、今回は回収する形で対応させていただけないでしょうか。

(藤谷委員) 分かりました。先ほどの質問については、きちんと広域連合へ確認してください。そのようなことを適切に行うこと自体が、広域連合もガバナンス強化につながると思います。

(多賀谷部会長) そうですね。よろしいでしょうか。他に意見はありますか。

(なし)

(多賀谷部会長) それでは、次に、資料5の「中間サーバー及びネットワークについて」の説明をお願いします。

【実施機関の説明】

(上原情報システム課課長補佐) 情報システム課課長補佐の上原と申します。

情報システム課から、中間サーバー及びネットワークに関することの2点についてご説明します。

初めに、中間サーバーについてですが、「中間サーバー・ソフトウェアのアクセスログを監視する仕組みについて、千葉市において適切な監視が行えるよう検討を進めること」というご指摘がありました。

中間サーバーのアクセスログ監視については、これまでもご説明してきましたとおり、いまだ国からアクセスログの仕様が示されていないことから、現在も国に対しその仕様の提示を求めている状況でございます。国からの回答が得られた段階で、その内容を踏まえまして適切な対応を行ってまいります。

なお、参考となりますが、中間サーバーのアクセスログ監視と合わせて、千葉市独自で行うログ監視の仕組みについてもただいま検討を行っております。千葉市の職員が端末で行った操作内容について、そのアクセスログを取得しまして、監視を行う仕組みを整備する予定でございます。千葉市の職員に限定されてしまうのですが、セキュリティの強化を図ってまいります。

続きまして、ネットワークについてです。「庁内LANの中で、インターネットに繋がる部分と内部的にクローズドなシステムとの間で、どのように切り分けを行っているのかについて、バーチャル(仮想)LANの技術により分離しているとのことであるが、ネットワーク図で具体的に説明してほしい」というご指摘がございました。

別紙の図をご覧ください。千葉市の庁内ネットワークについては、一つの物理回線をネットワーク機器の設定によりまして、論理的に基幹系ネットワークと情報系ネットワークに分離して利用しております。これを仮想LANと言っておりますが、既に定着した技術を使っております。

情報系ネットワークについては、インターネットに接続しておりますが、基幹系ネットワークの情報が情報系ネットワークに流れるということはありませんので、セキュリティは確保されております。

説明は、以上でございます。

【意見交換等】

(多賀谷部会長) 何かご意見はありますか。

(藤谷委員) 念のための確認ですが、情報系ネットワークからファイアウォールを通過して、情報ネットワークに繋がっている、例えば、職員がウイルスの入ったメールを開いてしまって、その情報系ネットワークにつながっている端末が感染したとしても、それ

が基幹系ネットワークに感染することはないということですか。

(上原情報システム課課長補佐) はい、感染することはありません。

(藤谷委員) このような技術は、決して、最新の技術ということでもありませんよね。

(上原情報システム課課長補佐) はい。

(藤谷委員) このような仕組みは日本年金機構でも行っていませんでしたし、地方自治体でも意外と行ってないみたいですよ。

(上原情報システム課課長補佐) 詳しいことはわかりませんが、少ないかもしれません。

(藤谷委員) 日本年金機構の漏えい事件の後に、ある地方自治体では、千葉市のような仕組みを行っていませんでしたから、基幹系ネットワークと情報系ネットワークとが分離されていませんでしたので、外部との接続をすべて止めて、1か月以上も回復できない事態で問題となったわけですが、千葉市のような仕組みを行ってれば、問題になりませんでしたよね。

(上原情報システム課課長補佐) はい。

(藤谷委員) 千葉市は先進的に行っていて、とても良いですね。

(多賀谷部会長) ただ、あくまで、仮想LANですから、絶対的なセキュリティではありませんが。

(藤谷委員) それはそうなんです。

このバーチャル(仮想)については、どこまで信頼して良いのかという問題もありますが、NTTにお任せする世界でブラックボックスだから、何とも言いようがないという部分はあります。

(多賀谷部会長) 例えば、NTTの専用線についてもバーチャルネットワークですからですね。おそらく、基幹回線のところを多重して、専用線ネットワークと公衆網も両方ありますからね。そこまでなかなか、分からない部分になってしまいますが。

(藤谷委員) 図の中にデータセンターが右端にあって、ここにファイアーウォールがありますが、これはどのような意味でしょうか。

その基幹系システムのソフトというか、それは外部のデータセンターのサーバーの中にあって、そのファイアーウォールとインターネットとは接続されていない基幹系ネットワークでもってやり取りを行うということですか。データセンターとの間のネットワークはどのようになっているのですか。

(上原情報システム課課長補佐) データセンターとの間のネットワークは専用線となっています。

(多賀谷部会長) 例えば、NTTであったり、auであったり、何かのVPN(バーチャルプライベートネットワーク)と連動するのではないのでしょうか。

(藤谷委員) VPNですか。

(多賀谷部会長) それ以外は考えられませんね。公衆網で繋ぐわけありませんよね。

(上原情報システム課課長補佐) はい。公衆網ではありません。

(藤谷委員) そのような意味では、厳密に、かつ正確に言うと、データセンターとの間のネットワークは同じ1本の線みたいに記載されていますが、それは違うのかもしれないですね。

(上原情報システム課課長補佐) そうですね。

(藤谷委員) データセンターとの間には、何かこの接続に関する何か別のものが、本来は表示されるべきですよ。そこが多分、部会長がおっしゃってるVPNになっているのであれば、それはそれで良いと思います。

(藤谷委員) システム監査のイロハのイになりますが、この図はセキュリティとしても重要ですので、きちんと回収して、公にならないよう気をつけてください。

いずれにせよ、千葉市の仕組みは評価できると思います。また、中間サーバーについての説明も、ネットワークについての説明も評価できると思います。

(多賀谷部会長) 他に、ご意見はありますか。

(藤谷委員) すいません。少し、戻りますが、資料3の「全項目評価書の主な修正事項(4事務共通部分)」の10番目の所で、「記録したログについては、一定の期間保管し、

定期的に確認を行う」と記載されていますが、この「定期的」とは、どのぐらいの期間を想定されていますか。

(多賀谷部会長) 数か月に1回ですか。

(藤谷委員) それとも、1年に1回ですか、半年に1回ですか。

(上原情報システム課課長補佐) この期間についても、今、検討中でございます。

(藤谷委員) やはり、1年に1回というのであれば、少ないと思いますね。当然、経費との関係あると思いますが、ある程度、短い期間で行っていただきたいと思います。

(多賀谷部会長) よろしいでしょうか。

(なし)

◆部会からの報告書案について

【事務局の説明】

(多賀谷部会長) それでは、部会から審議会（全体会）への報告書案について検討したいと思います。事務局として、案があればよろしいでしょうか。

(金森市政情報室長) 事務局案を配布させていただきます。前回の報告書と比較しながら説明したいと思います。

まず、構成でございますが、「1 審議事項」、「2 調査審議の内容」、「3 部会の意見」、「4 審議経過」となっていますが、構成は、これまでと報告書と同じでございます。1と2については、前回とほぼ同じでございます。3につきましては、前回までの部会の積み残し、つまり報告書上検討されたいとされていた事項が、国の中間サーバーソフトウェアのアクセスログを監視する仕組みがありました。

また、前回の審議会（全体会）で積み残し、また、本日の審議事項でもありましたが、答申上「検討されたい」とされていたのが、広域連合におけるセキュリティ確保の仕組みと中間サーバーソフトウェアの件の2点でございます。本日の部会の中で、国の中間サーバーソフトウェアにつきましては、一定の評価していただけたかと考えておりますが、広域連合の方につきましては、様々なご意見をいただいたところでございます。

さりとて、この部会の活動といたしましては、この後、住民記録システムに関して11月10日の第7回評価部会を開催予定であり、あと1回の開催ですので、ある程度の結論を記載しなければならないと考えております。

従いまして、報告書案の「3 部会の意見」につきまして、読み上げさせていただきますが、「番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉県個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階における評価としては妥当なもの認められる。」という一定の評価を出した後、なお書きという形で、「なお、広域連合のセキュリティを確保する仕組みについては、今後とも引き続き検討を進められたい。」という形で、この部会としては、ある程度の意見は、要望を審議会（全体会）へ示す必要はあろうかと考えております。

また、これにつきましては、今回いただきたいご意見、例えば、エビデンス（証拠）であるとか、要望等の状況につきましては、保護評価部会にご報告等はさせていただきたいと考えてございます。

また、このなお書きの方は、前回の審議会（全体会）での表現を引き継ぐ形としてございます。

なお、別紙等につきましては、本日お配りした資料3～5を簡略化して記載したものでございますので、後ほどご確認いただければと考えてございます。

別紙1では、全システム共通の主な対応状況をまとめております。別紙2では、後期高齢者医療事務の取り扱いについてまとめておりますが、本日の議論を踏まえて、若干変更する形になるかと思っております。別紙3では、中間サーバーソフトウェアのアクセスログを確保する仕組みについてまとめてございます。

説明は、以上でございます。

【意見交換等】

(多賀谷部会長) 何か、ご意見はございますか。

(藤谷委員) 別紙2の「後期高齢者医療事務」については、本日の議論を踏まえて修正が必要ですね。

(金森市政情報室長) はい。

(藤谷委員) それを考えると、報告書案の鑑文の所ですが、「3 部会の意見」の部分について、「今後とも引き続き検討を進められたい」というのではなく、「引き続き検討及び改善を進められたい」という表現に改める必要があると思います。別紙2についても、ガバナンスも含めて改善を指摘していただく必要があると思います。

(金森市政情報室長) はい。

(多賀谷部会長) それでは、報告書の鑑文の所ですが、「今後とも引き続き検討を進められたい」という所を「引き続き検討及び改善を進められたい」という表現に変更することよろしいでしょうか。

(異議なし)

(金森市政情報室長) 鑑文につきましては、そのように修正させていただきます。また、別紙2については、本日の議論の趣旨を踏まえて修正し、委員の皆様には早急に送付いたしまして、ご了解をいただきたいと考えてございます。

◆議事(3) 全項目評価書の第三者点検について【事前点検】

(住民基本台帳に関する事務)

(多賀谷部会長) 次に、(3)の住民記録システム(住民基本台帳に関する事務)に移ります。これは事前点検ということで、先ほど、事務局からご説明ありましたように市民意見徴収をする前に行う審議となります。それでは、所管課からご説明をお願いします。

【実施機関の説明】

(時田区政推進課課長) 区政推進課課長の時田です。よろしくをお願いします。

住民基本台帳に関する事務に関する全項目評価については、既に本審議会でご審議のうえ、平成27年2月に答申をいただき、現行システムを導入しているところです。

また、現在、平成29年1月の運用を目指しまして新システムの構築を行っておりますので、改めて、全項目評価を実施させていただくというものです。

新システムについてですが、旧システムとは、基本的に大きく変わりませんが、区役所の窓口改革の一環として、総合窓口化を行うため、市民課や保険年金課などの窓口の在り方が変更となります。

(藤谷委員) 例えば、従来は、市民課であれば住民記録関係の対応のみであり、また、保険年金課であれば年金関係の対応のみであったのですが、総合窓口になった場合、その職員は照会系に関しては、すべての情報が見ることができるということですよ。

(時田区政推進課課長) はい、そうです。窓口にお越しいただいた市民に対して、ワンストップでサービスを行うということです。例えば、子どもを連れて市外から転入手続きに来た場合は、この人は、もしかしたら、児童手当の対象になるかもしれませんよという注意喚起を総合窓口の職員に向けて行うというようなシステムです。

(多賀谷部会長) これは、区役所で行うのですか。

(時田区政推進課課長) はい、そうです。

その他、コンビニ交付システムというものがありまして、これは、コンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書を受け取れるようにするもので、全国的に他の自治体も行っているのですが、J-LIS(地方公共団体情報システム機構)経由で交付するものであり、千葉市オリジナルということではありません。このようなことから、旧システムと比べて、少し扱いが変更となる部分がありますので、本日は、変更点を中心に説明したいと思えます。

(金澤区政推進課主査) 区政推進課主査の金澤です。よろしくをお願いします。

従来の旧システムの全項目評価書に対しまして、今回の変更は147か所になります。重要な変更不值するもの、評価書中に「※」がある部分ですが、これは、58か所ございます。行政期間個人情報保護法第10条第2項に基づく事前通知事項に該当するのは16か所。事後で足りるものの任意に事前に提出するものという分類で73と計147か所を修正ということになります。

重要な変更該当するものとして、評価書3ページをご覧ください。

「1. 特定個人情報開示を取り扱う事務」の「② 事務の内容」欄の所ですが、番号法及び住民基本台帳法の政省令が定まり、それに伴う内容の変更ということで、「④ 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村対する通知」に関する事務についてですが、住所異動に伴いまして転出の届け出をした際に発行する自治体の証明書に従来は個人番号を記載しないという取り扱いだったものが、記載して発行するという取り扱いに変わった点になります。

また、「⑨ 個人番号の通知及び個人番号カードの交付」については、省令の名称が正式に決まったということで、従来の評価書では、「法令により」と書かれているものが、「通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第35条」と明確にする形で、修正しております。

次に、9ページをご覧ください。「4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」の「① 事務実施上の必要性」欄の中の「3. 送付先情報ファイル」の所ですが、こちらも先ほどと同様に、省令の正式名称に変更しています。

次に、同じページの「5. 個人番号の利用」欄においては、2の「住民基本台帳法」の所ですが、前回の旧システムの全項目評価を実施した後に改正されたということで、「第22条転入届」の所が追加になっております。

次に、11ページの図表「(別添1) 事務の内容」をご覧ください。従来のところと大きく変わったところとしては、「総合窓口支援システム」、「コンビニ交付システム」を追加しまして、情報の流れが変わっております。

12ページの備考をご覧ください。総合窓口支援システム、コンビニ交付申請システムを導入したことにより、事務の対応による変更を行っています。「①. 住民基本台帳の記載等に関する事務」の所ですが、1-②では「総合窓口支援システムから情報連携により氏名、住所等の基本情報を受け渡しするとともに、不足する情報を既存住民基本台帳システム端末に情報を入力する。また、直接、既存住民基本台帳システムに情報を入力する」になりました。その他、1-④では「更新された住民基本台帳を業務共通システムへ連携するとともに、各業務システムから住民票に記載する情報を取得し、住民基本台帳を更新する」になりました。

また、「3. 帳票の発行に関する事務」の3-②では「総合窓口支援システムから情報連携により氏名、住所等の基本情報を受け渡しするとともに、既存住民基本台帳システム端末を操作し、該当する証明書を作成・発行する」になりました。

また、「9. コンビニ交付システムとの連携」は、コンビニ交付システムを利用して、証明書を出力するという連携であります。この辺が大きく変わったところがございます。

そのほか、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の所については、先ほど、ご審議いただいた「福祉システム、新国民健康保険システム、国民年金システム、介護保険システム」における指摘事項について、整合を図った形で修正しております。

次に、事前通知事項に該当する部分について、16か所ございます。

15ページの「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」、こちら住民基本台帳ファイルになりますが、この中の「⑤ 保有開始日」、組織改正に伴い名称変更となりましたので「⑥ 事務担当部署」が変更となっております。

17ページの「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」についてですが、新しいシステムのシステム再構築に伴いまして、それに伴う開発、運用、保守業務への委託契約について変更がございます。また、「⑥ 委託先名」として、富士通株式会社に変更となっております。

24ページをご覧ください。特定個人情報の移転先の変更でございます。当面利用しないということで総務局総務部給与課へ移転予定の「児童手当法に基づく児童手当事務」を削除したことから変更を行っています。こちらについては、47、48ページの「(別添4) 番号法第9条第1項別表1に定める事項となる予定」として、一覧化しております。

次に、25ページをご覧ください。番号法第9条第2項及び千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例というのが定まりました。これは、番号法に基づく番号利用事務では、本市が保有する特定個人情報を情報連携により庁内で利用する場合、情報の提供に関する部分について、庁内で利用するという部分について、国の指導に基づき条例で定めるところで、こちらが利用が予定されておりましたので、新たに追加しました。

その他、今回の変更点147項目のうち残り73項目でございますが、こちらは事後で足りるものの任意に事前に提出できるものということでございます。システムの機能の変更、組織改正による評価実施機関の部署名称の変更、それから、特定個人情報ファイルの記録項目の変更。これはシステムの仕組みが変わりますので、記録項目が従来の114項目から800項目と変わりましたので、その変更したことなどの変更で、事後で足りるものの任意に事前に提出できるものという形で定められておりますので、それらをあわせて評価変更項目としまして147項目と変更が出ております。

それを一覧にしてございますのが、84ページ以降になりますが、「(別添5) 変更箇所」になりまして、いずれも変更日としましては平成29年1月1日を予定してございます。

説明は、以上でございます。

【意見交換等】

(多賀谷部会長) 何か、ご質問等ありますか。

(藤谷委員) 基本的なことをお聞きしますが、12ページの「9. コンビニ交付システムとの連携」の所で、「KIOSK端末」とは何を指すのですか。JRの駅にある売店を「KIOSK」と言いますが、ここでいう、コンビニにある端末を一般的に「KIOSK端末」と呼ぶのですか。

(金澤区政推進課主査) はい。そうです。最近では、あまり使わなくなっているようですが、数年前までは街頭の軒先などに設置されたIC端末というのはすべて、「KIOSK端末」と呼んでいたようです。

(藤谷委員) 次に17ページですが、「再委託をする」と記載されていますが、再委託先は決まっているのですか。もし、決まっているとしたら、再委託の許諾申請書が提出されていて、それを許諾したのですか。

(金澤区政推進課主査) この部分については、直接の契約は情報システム課が行っていますが、再委託をしております。

(藤谷委員) 許諾はしたのですか。

(上原情報システム課課長補佐) はい、しております。

(藤谷委員) どのような理由で許諾したか、次回で構いませんので、申請書等を確認させていただきます。

23ページについてですが、「5 個人情報の提供・移転」の所で、提供を行っているのは56件、移転を行っていない46件と記載されていますが、そもそも、提供と移転とはどのような意味ですか。何を提供し、何を移転するのですか。

(金澤区政推進課主査) 「提供」とは実施機関外に対して必要な情報を求められた場合であり、移転とは、同一実施機関内になります。

(藤谷委員) 分かりました。

(多賀谷部会長) 番号法の中にそういう表現があるのですか。

(金森市政情報室長) 番号法上にはありません。これは評価指針の中で移転という言葉が使われておまして、評価書の作成上、実施機関内において評価対象となる事務以外の事務を処理することについては移転という言葉を使う形の記載要領になっております。

(藤谷委員) 前回の旧住基システムの評価書でも、同じような表現を使っているのですか。

(金澤区政推進課主査) はい。

(藤谷委員) 分かりました。

(多賀谷部会長) 住基システムにおいて特定個人情報の提供・移転を行うのですか。

(金澤区政推進課主査) はい。

(多賀谷部会長) 住基システムっていうのは基本的に様々な事務と関わりますよね。

(金森市政情報室長) 大元のシステムになりますので、そのようになります。

(多賀谷部会長) それは移転ですか、それとも、提供ですか。

(金澤区政推進課主査) 整理としましては、いずれも提供ではあると思うのですが。

(多賀谷部会長) 市長部局の中で行うことも、提供と呼ぶのですか。

(金澤区政推進課主査) この場合は、移転になります。

(多賀谷部会長) 教育委員会に出す場合も、移転と呼ぶのですか。

(金澤区政推進課主査) 教育委員会に対しては、提供となります。

(金森市政情報室長) 法人として同じ千葉市であったとしても、実施機関を単位として考えることになります。行政委員会と首長(市長)は別の実施機関になります。

(藤谷委員) 話は変わりますが、個人情報保護条例の定義では、教育委員会も実施機関に含まれるのでないですか。

(多賀谷部会長) 教育委員会も条例上、実施機関に含まれます。

(藤谷委員) 条例上は実施機関の中に教育委員会も含まれるのに、外部ということになるのですか。

(金森市政情報室長) 別の実施機関になります。首長(市長)、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会・・・という形で整理していますので、千葉市の中に、複数の実施機関があるという整理でございます。

(多賀谷部会長) 実施機関から別の実施機関へ出す場合は、提供ということになります。何か、違和感を抱きますね。

(金森市政情報室長) 指針の中で定義されているものでございます。

(藤谷委員) 分かりました。それを前提として質問しますが、移転が46件ありまして、その移転についての記載が、24から25ページにかけて3つしかありませんが、残りの43件はどこにあるのですか。

(金澤区政推進課主査) 2種類ございまして、47、48ページ、それと今回追加したものが49と50ページの、4ページ分がこれになります。

(多賀谷部会長) 番号法第9条の1項と2項では、どのような違いがありますか。条例で追加できるが2項の方ですか。

(金澤区政推進課主査) はい、そうです。

(藤谷委員) 25ページについてですが、「移転する情報の対象となる本人の数」欄では、100万人以上1,000万人未満となっていますが、千葉市の人口は何人ですか。

(多賀谷部会長) 100万に達していませんよね。

(金澤区政推進課主査) 約96万人になります。

(藤谷委員) それでは、どうして100万人以上になるのですか。

(時田区政推進課課長) 住民票の消除者も含めると100万人を超えることとなります。

(藤谷委員) 分かりました。

(多賀谷部会長) 他に何かありますか。

(藤谷委員) 一応確認ですが、37～41ページの「(別添2)特定個人情報ファイルの記録項目」についてですが、記録項目の順番はシャッフルして記載していますよね。

(時田区政推進課課長) はい、しております。

(藤谷委員) 了解しました。一応確認です。私の質問は以上です。

(多賀谷部会長) 評価書全体として、※印のつけ方や、その他主要な用語のつけ方など、部会として見て、市民が十分理解し難い表現になっているので、その点については市民が理解できるように、できるだけ工夫はしていただきたいと思います。

(金森市政情報室長) 市民からの意見聴取に際しては、この評価書をホームページに掲載しますので、そのトップとなるページに評価書のわかりづらい表現について抜き出して凡例を載せるような工夫は行いたいと思います。

(多賀谷部会長) 他に、ご意見はありますか。

(なし)

(多賀谷部会長) 本日の評価書の形で、市民意見聴取を行うのですよね。

(金森市政情報室長) はい。ただし、市民意見聴取の開始までに、ご意見があれば修正した形で行いますし、市民意見聴取手続実施中にご意見をいただければ、また次回の部会において、訂正事項としてご報告させていただければと考えています。

◆議事(4) その他

(多賀谷部会長) 次第3の「その他」についてですが、事務局から何かありますか。

(金森市政情報室長) それでは本日の会議の議事録の確定方法について確認させていただきます。後日また事務局で議事録案を確定いたしまして、あわせて非公開すべき部分を検討しまして、明示した上で委員の皆様にお送りいたしましてご意見を頂戴したいと考えています。そこでまたいただいたご意見をもとに修正案を作成しますので、その確定につきましては部会長さんに一任していく形でお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(多賀谷部会長) よろしいですか。

(異議なし)

(多賀谷部会長) 次の今後の流れについてご説明してください。

(金森市政情報室長) 資料1のスケジュールに沿って説明しますが、10月26日に第17回審議会(全体会)、11月10日に第7回保護評価部会、12月24日に18回審議会(全体会)を開催します。また、先ほど、申しましたように、部会からの報告書の鑑文については、ご了解いただきましたので、別紙2について早急に内容を修正して、部会委員の皆さんにお送りして確定していきたいと考えております。

また、住民基本台帳に関する事務につきましては一応明日、準備でき明日10月6日から11月4日まで、市民意見聴取を実施したいと考えております。

また、委員の皆様におかれましても、この市民意見聴取期間と同期間に何かご意見等があれば次回の第7回保護評価部会に生かしたいと考えてございますので、任意の形で結構でございますので、11月4日を期限としてご意見等いただければと考えております。

以上でございます。

(多賀谷部会長) それでは本日は、以上となります。ありがとうございました。

(金森市政情報室長) 本日は慎重にご審議いただきありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

—了—